

第4 補助金・助成金

医療法人資金調達研究委員会

(主) 岡田 雅子 担当委員

(副) 薄 正明

(目次)

ページ

第4 補助金・助成金

法的要件等の整備要望	1
第1 補助金と助成金の定義	2
1 補助金	2
(1) 定義	2
(2) 医療施設等の主な補助金対象事業損害保険の経理処理	2
2 助成金	3
(1) 定義 損害保険会社破綻時の処理	3
(2) 医療施設等の公的助成金	3
(3) その他雇用関連に対する公的助成金	3
(4) 財団等の助成金	3
第2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	4
1 この法律の目的	4
2 補助金等の意義	4
3 補助事業等	4
4 補助事業者等	4
5 関係者の責務	4
第3 医療施設等施設・設備補助金の概要	5
1 医療施設近代化施設整備費補助	5
2 院内感染対策施設・設備費補助	11
3 電子カルテ・レセプト電算システム補助	14
第4 厚生労働省の助成金の種類と内容	15
1 看護師等雇用研修助成金	15
2 介護人材確保助成金	16
3 介護能力開発助成金	18
4 介護雇用管理助成金	19
5 介護雇用環境整備助成金	20
第5 都道府県における補助金・融資制度の実態	22
1 医療施設に対する補助・融資制度	22
(1) 利子補助制度	22
(2) 整備費補助制度	23
(3) 整備費補助制度の事例	23
(4) 制度融資	23
(5) 制度融資の事例	24
2 介護老人保健施設に対する補助・融資制度	25

(1) 利子補助制度	2 6
(2) 利子補助制度の事例	2 7
(3) 整備費補助制度	2 7
(4) 整備費補助制度の事例	2 8
(5) 制度融資	2 8
第6 補助金を受けた場合の税制上の処理	2 9
1 . 圧縮記帳の意義	2 9
2 . 圧縮記帳の条件	2 9
3 . 圧縮記帳と特別勘定の経理処理事例	2 9
第7 添付書類	3 1
(資料5-1)施設整備事業計画書(近代化、一般・精神)	3 1
(資料5-2)施設整備事業計画書(近代化、病院・診療所)	3 3
(資料5-3)施設整備事業計画書(近代化、介護基盤促進)	3 5
(資料5-4)施設整備事業計画書(近代化、結核)	3 7
(資料5-5)施設整備事業計画書(近代化、診療所)	3 9
(資料5-6)施設整備事業計画書(院内感染対策施設)	4 0
(資料5-7)施設整備事業計画書(院内感染対策設備)	4 1
(資料5-8)医療施設等施設整備費国庫補助金の交付申請書	4 2
(資料5-9)医療施設等施設整備費国庫補助金の交付申請書	4 3
(資料5-10) 医療施設等施設整備費国庫補助金の 事業実績報告書	4 4
(資料5-11) 医療施設等施設整備費国庫補助金の 事業実績報告書	4 5

- 法的要件等の整備要望 -

〔要望 1〕医療法人の減価償却対象固定資産に対する国庫補助金等を資本等取引と見なし、圧縮記帳の会計処理は利益処分方式のみを認めることを望みたい。

医療法人が継続企業体として持続性を確保するためには、資本の充実が大きな課題である。

圧縮記帳の会計処理として、医業経営の継続に必要となる投下資本の回収を可能とし、自己資本・借入金等で固定資産を取得した他の施設との比較を可能とする利益処分方式のみを認めることを望みたい。

〔要望 2〕医療施設等の施設整備費国庫補助金等の交付対象に厚生大臣の認めるものとして、特別医療法人を明示されたい。

特別医療法人(医療法第 42 条第 2 項)は、地域における医療の安定的な提供体制を整備のために公益性の高い医療法人の類型化を図ったものである。

制度創設の趣旨にのっとり、その育成助長の一環としても、公的助成等の優先度を明確にすべきである。

〔要望 3〕日本財団等の助成財団が行う助成対象枠・拡大を望みたい

(助成財団への要望)

日本財団等の助成財団が助成金の対象としている医療関連の事業は、社会福祉等に関する公益性の高い事業であり、対象となる事業者は財団法人・社団法人及び社会福祉法人としている。

これに緩和ケア病棟(ホスピス)を運営している医療法人で公益性の高い、例えば特別医療法人や特定医療法人を事業者とし、助成枠を拡大することを望みたい。

(課税当局への要望)

助成財団等が行う助成について、前述の医療法人に助成がなされた場合、助成金相当額を受贈益として課税する現行のしくみは、助成対象が有形固定資産であっても、貸方は寄付金収入となり助成財団の意図は 59%(標準税率を 41%とした、特定医療法人の場合 10%程度、下がる)しか認められないこととなり、助成財団からみた資金効率は極めて低くなり、助成枠の拡大は無理と推定される。そこで、次のような条件により課税免除とする特例の創設を望みたい。

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| (事業者の条件) | ・ 特別医療法人(医療法第 42 条第 2 項)又は特定医療法人(租税特別措置法第 67 条の 2)であること |
| | ・ 高度のホスピスケアの質などのあること |
| (対象事業の条件) | ・ ホスピス病棟の増改築・整備等にかかる資金の助成 |
| (承認審査の条件) | ・ 租税特別措置法第 40 条により国税庁長官が承認すること |
| | ・ 助成財団の助成意図を確認、基本財産とすること |

第1 補助金と助成金の定義

1. 補助金

(1) 定義

補助金とは国などが、研究開発、新規事業や近代化を行う補助事業者に対して、当該補助事業を遂行するに当って必要な施設や設備のための資金等を、全部又は一部を供給するものである。医療施設等の補助金対象事業については、医療施設等設備整備費交付要領で定められている。その目的は、へき地医療、救急医療、がん等の特殊な医療、不足病床地区等の医療の確保、医療従事者の養成充実及び医療施設設備近代化事業等を図るためとされている。

(2) 医療施設等の主な補助金対象事業

へき地保健医療対策事業

へき地医療拠点病院施設・設備整備事業、へき地中核病院施設・設備整備事業等に対する補助により、へき地における住民の医療を確保することを目的としている。

救急医療対策事業

休日夜間救急センター整備事業、休日等歯科診療所整備事業、病院群輪番制病院施設・設備整備事業等に対する補助により、地域における救急患者の医療を確保することを目的としている。

がん等の特殊な医療施設整備事業

がん診療施設の施設・設備整備事業、小児医療施設の施設・設備整備事業等に対する補助により、地域の医療水準の向上を図ることを目的としている。

医療施設設備近代化事業等

医療施設設備近代化施設整備事業等に対する補助により、患者の療養環境、医療従事者の職場環境や衛生環境の改善を推進し、医療施設の経営の確保を図ることを目的としている。

職員環境整備事業

看護師宿舎施設整備事業等に対する補助により、看護師の宿舎等の整備をすることにより、看護職員の定着促進を図ることを目的としている。

教育関係施設

地域医療研修センター施設・設備整備事業等に対する補助により、研修医や看護師等の研修環境の充実を図ることを目的としている。

その他（災害医療センター整備事業）

災害医療センター整備事業等に対する補助金により、災害発生時に重症傷病者の受入れ等に対して、対応機能の強化を図ることを目的としている。

2. 助成金

(1) 定義

助成金とは国などが、特定の業種や事業の事業者が従業員の採用や教育等を行う場合に、資金を供給するものであり、公的助成金制度と財団法人等が行う助成金制度がある。

国等が行う助成金の主なものは、厚生労働省が実施しているもので、雇用に係る賃金補助や人材教育補助と言った形で行われている。

(2) 医療施設等に対する公的助成金

看護師等の雇用管理者の雇用管理研修を受講させた事業主への給付金

看護師等の雇用管理の改善を図るために、雇用管理者に必要な研修を受講させた場合に、助成金を給付するものである。

介護労働者の雇用管理の改善等給付金

介護労働者の能力開発、雇用管理の改善、雇用環境の充実を図るために、必要な経費の一部を助成するものである。

(3) その他雇用関連に対する公的助成金

医療機関でも、次の雇用対策を実施した場合には、助成金の給付を受けることができる。

育児・介護を行う労働者の雇用安定に資する措置を講じた事業主等への給付金

事業活動の縮小に伴い雇用調整を行った事業主への給付金

労働者に職業訓練等を受講させた事業主への給付金

定年到達者の雇用延長等を行った事業主への給付金

(4) 財団等の助成金

日本財団が行う助成金

ア 対象となる事業

< 社会福祉等に関する事業 >

重点項目

- ・ 障害者の地域生活支援
- ・ 子育て支援
- ・ 高齢者の社会参加の促進と在宅支援
- ・ 福祉車両購入の支援

イ 対象とならない事業

国庫又は公益競技や宝くじ等の補助を受けている事業

ウ 対象となる事業者

- ・ 財団法人
- ・ 社団法人

- ・ 社会福祉法人
- 工 対象となる経費
 - ・ 助成の対象となる事業の実施に直接必要と認められる経費
 - ・ 消費税も含む
- 才 補助率
 - ・ 社会福祉施設の建設：75%以内その他公益活動をしている団体

第2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

1. この法律の目的

この法律は、国等が行う補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的として制定、施行された。

2. 補助金等の定義

この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

補助金

負担金

利子補給金

その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令でさだめるもの

3. 補助事業等

補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

4. 補助事業者等

補助事業者等とは、補助事業等を行う者をいう。

5. 関係者の責務

「補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金、その他貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。」と定めている。

第3 医療施設等施設・設備費補助金

医療施設等施設・整備補助金のうち、医療法人が必要と思われる補助金のうち、「医療施設近代化施設整備費補助金」、「院内感染対策施設・設備補助金」(医療関係施設対策研究会監修 日本厚生協会・出版部発行による平成14年度版「医療施設等 施設・設備整備費 補助金等の概要」から抜粋)と平成14年度の補正予算で実施された「電子カルテ・レセプト電算システムに対する補助金」の詳細を紹介する。

1. 医療施設近代化施設整備費補助金(平成5年度創設)

(1) 医療施設近代化施設整備事業の内容

平成5年、医療機関の体系的な体制的整備を図るため医療法が改正され、病院機能の類型化の第一歩が踏み出されました。この改正により、特定機能病院と療養型病院が規定され、医療の質的向上が図られることになりました。

わが国の多くの病院は昭和23年以来の施設基準のままで、狭陰であるとともに療養環境としても快適とは言い難い状況ですが、この事業は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を推進するとともに、へき地等の診療所の円滑な承継のための整備を促進して、医療施設の経営の確保を図ることを目的としています。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市町村、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者

(3) 補助先 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

(4) 補助率 1/3(負担割合:国1/3、都道府県1/3以内、事業者1/3以上)

施設整備費

病院の老朽化等による建替等のための整備条件(改修により療養病床を整備する病院は除く)

ア. 整備区域については築後概ね30年以上経過又は阪神・淡路大震災により被災していること(概ね30年以上とは、改修の場合を除き25年以上経過のものとする)

イ. 整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上(改修の場合は5.8㎡以上)かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上(改修の場合は16㎡以上)確保すること

ウ. 医師・看護師の現員数の比率が、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること

- エ．精神病院にあっては、常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること
- オ．救急、へき地等の政策的な医療を担っている病院（整備区域の病床数の1/2以上を療養病床に転換整備する病院を含む）であること。ただし、整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない
- カ．上記オ．の政策的な医療を実施している病院であって、医療計画上、病床過剰地域にある病院については、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減すること。ただし、病床非過剰地域に所在する民間病院（公的4団体が開設する病院を含む。）においては、この限りではない（増床を伴う整備計画でないこと）
- キ．整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障害者に配慮した整備をすること
- ク．整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること
- ケ．精神病院及び精神病棟にあっては、整備後の整備区域の病棟には畳部屋、6床を超える病室、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと
- コ．病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のことを併せて整備する場合は補助対象基準面積の加算を行う
- 1) 患者の療養環境改善（食堂、談話室、患者相談室等）
 - 2) 医療従事者の職場環境改善（院内保育所、休憩室等）
 - 3) 衛生環境改善（感染性廃棄物の処理施設の整備等）
 - 4) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備（オーダリングシステムに必要な部屋の整備等）
 - 5) 乳幼児を抱える母親の通院等のための授乳室、託児室の整備等
- サ．医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする
- 1) 原則として建替整備であること
 - 2) 「厚生労働省委託事業における用語1コード標準化委員会の開発方針」に基づいた標準マスター（病名、手術・処置、医薬品検査、医療材料）を使用することとし必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること
 - 3) 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること
 - 4) 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申し出があった場合には協力すること
 - 5) 審査支払機関に対し、磁気テープ、フロッピーディスク、光ディスクを用いたレセプトの電子的請求をすること
- 改修により療養病床を整備する病院の整備条件
- ア．改修により整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保すること

- イ．機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること
- ウ．医療計画上病床過剰地域にある病院については、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減すること。ただし、病床非過剰地域に所在する民間病院（公的4団体が開設する病院を含む。）についてはこの限りではない。（増床を伴う整備計画でないこと）
- エ．療養病床の整備は、最低20床以上の病棟とすること
結核病棟改修等の整備条件
- ア．結核予防法第36条の規定に基づく、指定医療機関であること。
- イ．建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。
- ウ．整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合は5.8㎡以上）かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合は16㎡以上）確保すること。
- エ．医師・看護師の現員数の比率が、いずれか一方が医療法上の標準を満たしておりかつ、他方が80%以上であること。
- オ．整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、結核病棟においては、都道府県全域で病床利用率が極めて低く、また、病院間の病床利用率の格差が大きい実情に鑑み、都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する病院又は都道府県内の他の病院で同規模の削減が可能な場合については、整備を行う病院における病床削減は必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。
- カ．加算条件に規定する整備のみを行う場合においても補助対象事業とする。
（加算条件）
陰圧化等空調整備を併せて行う場合は、補助対象基準面積の加算をする。
- 診療所の整備条件
- ア．へき他における診療所の承継のための施設整備又は社会福祉・医療事業団が実施する開業医承継支援事業の取扱対象となった診療所の施設整備
 - 1) 救急患者の搬送入口整備、高齢者・身体障害者等に対応したスロープ及び療養指導室の整備をすること
 - 2) 小児科を標榜する診療所にあっては育児を抱える母親の通院等のため授乳室又は託児室の整備をすること
- イ．阪神・淡路米案災により被災した在宅当番医制等の事業を実施している診療所の施設整備
- ウ．改修等（新規開設を除く）により療養病床を整備する診療所

- 1) 都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所であり、当該整備計画は非過剰病床数の範囲内であること
- 2) 整備区域の病床数は、省令の施行の際現に法第7条第1項の開設の許可を受けている診療所、又は第8条の届け出を行っている診療所の病床数の範囲内であること。
なお、増床を伴う整備計画でないこと
- 3) 建替整備(改築及び移転新築)の場合は、築後概ね30年以上経過していること。なお、移転新築の場合は、同一医療圏内での整備計画であること
- 4) 改修等により整備する療養病床の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保し、かつ、以下のいずれかを満たすものであること
 - (ア) 1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する
 - (イ) 1床当たりの病室面積を8㎡以上確保する
- 5) 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること
- 6) 療養病床の整備は、都道府県が定めた療養型病床群の整備目標の範囲内であること

介護基盤整備促進事業の整備条件

ア．既存の病院・診療所における療養病床の整備事業（改修等）

- 1) 医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと
なお、廊下幅に限り、経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする
- 2) 整備区域の病床数を10%以上削減すること。ただし、病床非過剰地域に所在する民間病院等については、この限りではない。（増床を伴う整備計画でないこと）
- 3) 療養病床の整備は都道府県介護保険事業支援計画における指定介護療養型医療施設の療養病床に係る必要入所定員総数の範囲内であること

療養病床療養環境改善事業の整備条件

ア．療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること

イ．病室の整備が伴わない整備計画であること

ただし、アの整備に当たり既存病室を転用する場合はこの限りでない

ウ．医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと なお、廊下幅に限り、経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする

対象経費

医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

病 院	1) 病棟 2) 厚生労働大臣が認める部門（前記、 のコの加算条件を満たす場合は、外来棟、治療棟、サービス棟、機能訓練棟等） 3) 電子カルテシステムの整備（前記、 のサの条件を満たす場合）
診療所	

基準額：次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額及び算出した基準額の合計額とする。ただし、前年度以前から国庫補助を受けている事業については、国庫補助を受けた初年度の交付要綱に定める単価を適用する。

病 院	基準面積=ア+イ	
	ア.病棟整備	1) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合:25㎡×整備後の整備区域の病床数 2) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合:22㎡×整備後の整備区域の病床数
	イ.「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」のうちア～オに該当する場合	1) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合または、10%以上削減し、かつ、整備する病床数の1/2以上を療養病床に転換整備する場合:25㎡×整備後の整備区域の病床数 2) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合:15㎡×整備後の整備区域の病床数
	基準額	
	電子カルテシステムを整備する場合	一床当たり650千円×病床数
改修により療養病床を整備する病院・診療所	一床当たり3,242千円×整備後の療養病床の病床数	
結核病棟改修等整備事業	基準面積=ア+イ	
	ア.病棟整備	1) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合:25㎡×整備後の整備区域の病床数 2) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合:22㎡×整備後の整備区域の病床数
	イ.加算条件に規定する整備	陰圧化等空調整備を併せて行う場合:15㎡×整備後の整備区域の病床数
診療所(承継に伴う診療所)	基準面積	ア.無床の場合 160㎡ イ.有床の場合 1)5床以下の場合:240㎡ 2)6床以上の場合:760㎡
	診療所(在宅当番医制等診療所)	1施設当たり13,517千円
介護基盤整備促進事業	一床当たり2,747千円×整備後の療養病床の病床数	
療養病床療養環境改善事業	基準面積=ア+イ	
	ア.機能訓室	40㎡
	イ.患者食堂	1㎡×療養病床の病床数
	浴室	1か所当たり9,480千円 (ただし、特に必要と認める場合は18,960千円)

- (注)1 平成8年度以前より医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を受けている病院については、国庫補助を最初に受けた年度の基準面横を適用し、阪神・淡路大震災により被災を受けた病院については、平成7年度交付要綱の基準面横を適用する。
- 2 整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的医療機関及び持分のない法人は300床)を限度とする。
- 3 5の事業により、療養病床を整備する場合にあっては、都道府県介護保険事業支援計画における指定介護療養型医療施設の療養病床に係る必要入所定員総数の範囲内であること。

事業採択方針：医療機関からの補助要望が多数である場合には、次の項目により優先採択順位の明確化を行う。

ア．持分のない医療法人

イ．都道府県の優先順位

ウ．療養病床に転換する病院・精神病院にあっては老人性痴呆疾患専門病棟に転換する病院

エ．病床の削減率がより高い病院

申請書類

ア．事業計画書 (資料5-1)～(資料5-5)

イ．交付申請書 (資料5-8)

ウ．実績報告書 (資料5-10)

2. 院内感染対策施設・設備整備費補助金

(1) 院内感染対策施設・設備整備事業の内容

病院等において、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)を中心とする施設内感染が問題となっています。医療機関において、衛生水準を確保することは、国民に良質かつ適切な医療を提供して行く上での前提条件となるものであり、院内感染対策は、衛生水準を確保していく上で重要な問題です。

この事業は、院内感染症に適切に対応をするため、病室の個室化、個室の空調設備の整備及び自動手指消毒器の整備を促進することにより、患者のプライバシーを保護するとともに、院内感染の拡大防止を図ることを目的としています。

(2) 事業の実施主体

都道府県、市町村、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者

(3) 補助条件

施設整備費：ア．厚生労働省が実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師を参加させるなど積極的な取り組みを行っている病院

イ．個室整備に必要な設備（専用のバス、トイレ等）を設けること

設備整備費：次のいずれかに掲げる病院であって、かつ、(1)から(3)の条件に適合する病院

ア．昭和 52 年 7 月 6 日付医発第 692 号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

- ・病院群輪番制に参加している病院
- ・共同利用型病院
- ・救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

イ．昭和 59 年 10 月 25 日付健政発第 263 号健康政策局長通知「共同利用施設整備事業について」に基づく共同利用施設

ウ．平成 3 年 7 月 19 日付健政発第 428 号健康政策局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地中核病院

エ．平成 4 年 12 月 18 日付健政発第 812 号健康政策局長通知「患者環境改善施設事業について」に基づく患者環境改善施設整備事業実施病院

オ．平成 5 年 6 月 15 日付健政発第 387 号健康政策局長通知「院内感染対策施設整備事業の実施について」に基づく院内感染対策施設整備事業実施病院

カ．平成 5 年 12 月 15 日付健政発第 786 号健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業について」に基づく医療施設近代化施設整備事業実施病院

キ．平成 5 年 6 月 15 日付健政発第 385 号健康政策局長通知「公的病院等特殊診療部門運営事業について」に基づく在宅医療施設

ク．昭和 54 年 7 月 27 日付厚生省発医第 137 号事務次官通知「医療施設等施設整備費の国庫補助について」に基づく次の病院

- ・がん診療施設
- ・小児医療施設
- ・医学的リハビリテーション病院

・不採算地区病院

- 1)厚生労働省の実施する院内感染対策講習会に医師又は看護師等を参加させるなど積極的な取り組みを行っていること
- 2)院内感染の拡大防止を目的とした自動手指消毒器の初度設備であること

(4) 補助先 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者

(5) 補助率 1/3 (負担割合：国 1/3、都道府県 1/3、事業者 1/3)

施設整備費 (平成 5 年度創設)

対象部門等：病室の個室整備に必要な経費

基準額：次に掲げる額 (666 千円)

(下限額)

1 室当たり	11,759 千円
空調設備 (空気清浄度クラス 1 万以上) を整備する場合	26,763 千円を加算

申請書類

ア．事業計画書 (資料 5 - 6)

イ．交付申請書 (資料 5 - 8)

ウ．実績報告書 (資料 5 - 10)

設備整備費 (平成 6 年度創設)

対象部門等：病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費 (初度設備費)

基準額：病院の総病床が次の場合 (1 品につき 33 千円)

(下限額)

1 か 所 当 た り	50 床未満	1,019 千円
	50 床以上 100 床未満	1,325 千円
	100 床以上 200 床未満	2,141 千円
	200 床以上 300 床未満	3,263 千円
	300 床以上	4,383 千円

申請書類

ア．事業計画書 (資料 5 - 7)

イ．交付申請書 (資料 5 - 9)

ウ．実績報告書 (資料 5 - 11)

3. 電子カルテ・レセプト電算システム補助金

電子カルテ・レセプト電算システムに対する補助金は、平成14年度の補正予算で実施された案件である。平成15年度の補正予算編成の予測がつかないので、平成15年度についてこの補助金が実施されるかどうかは、未定であるとの厚生労働省の見解である。

補正予算で当補助金が実施されると、申請までに時間的な余裕がないので、当補助金を活用する場合には事前の準備が必要と思われる。

(1)目的

この事業は、情報化の推進を通じて医療の質の向上と効率化を図るため、病院における電子カルテ(診療録等の電子化)とレセプト電算処理システム(磁気テープ、フレキシブルディスク、光ディスクを用いた診療報酬の電子的請求)の一体的導入を行うことを目的とする。

(2)事業の実施主体 都道府県市町村、その他厚生労働大臣が適当と認める者

(3)補助対象施設 概ね200床以上の病院

(4)整備対象 電子カルテシステム等の導入に必要な備品購入費(取付工事料を含む。)

(5)補助条件

厚生労働省委託事業における用語/コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター(病名、処置・手術、医薬品、検査、医療材料)を使用すること。

電子カルテの規格は、下記を実装すること。

1・HL7Ver.2.4以降およびHL7Ver.3(XML形式)

2・DICOM規格

審査支払機関に対し、磁気テープ・フレキシブルディスク・光ディスクを用いたレセプトの電子的請求を行うこと。

なお、レセプトの電子的請求を開始した場合には、1ヶ月以内にその事実を証する書類を厚生労働大臣に提出すること。

(6)補助率 1/2(負担割合:国1/3、事業者1/2)

(7)その他

オーダリングシステムのみで電子カルテの導入を行わない医療機関は、補助事業の対象としない。

保険局医療課所管事業「特定機能病院等情報化推進設備整備事業」との重複補助は行わない。

平成13年度第2次補正事業「電子カルテシステム導入施設整備事業」により国庫貸付金の貸付を受けた医療機関は、補助事業の対象としない。

(8)基準額：病院の総許可病床が次の場合（下限額：2,500 千円）

1 か 所 当 た り	300 床未満	220,000 千円
	300 床以上 400 床未満	309,000 千円
	400 床以上 500 床未満	412,000 千円
	500 床以上 600 床未満	450,000 千円
	600 床以上	480,000 千円

基準額と対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
により選定された額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

第4 厚生労働省の助成金の種類（「雇用安定のために」事業主の方への給付金のご案内

平成14年度版 ハローワーク頒布資料より抜粋）

1. 看護師等雇用研修助成金

看護師等の労働条件の改善、労働者福祉の向上といった病院等における雇用哲理の改善を図るために、雇用管理の責任者に、雇用管理の改善に必要な情報・知識等を習得するための研修を受講させた場合、看護師等雇用管理研修助成金が受給できます。

(1) 受給できる事業主

助成金支給の対象事業主は、看護師、准看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）を雇用する病院等の事業主であって、次の(1)から(7)までのすべてに該当する事業主です。ただし、国及び地方公共団体に対しては、助成会は支給されません。

雇用保険の適用事業の事業主であること。

病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び指定訪問看護事業所（以下「病院等」という。）のいずれかの事業主であること。

病院等において看護師等の雇用管理改善に関する事務を所管する責任者、「雇用管理者」を選任している事業主であること。

なお、雇用管理者は次に掲げる役職員の中から選任される必要があります。

(ア) 病院長、副院長、所長、施設長等の管理者

(イ) 事務管理部門で人事労務を担当する者であって、係長相当職以上の職階にある者

(ハ) 看護部門等における婦長職以上の職階にある者

雇用管理者に対し、その費用を自ら負担して厚生労働大臣が指定する雇用管理研修を受講させた事業主であること。

の雇用管理研修受講を業務の一環として行う、すなわち、雇用管理者に対し、雇用管理研修受講期間中、通常の賃金（休日等所定労働時間外に受講した場合は所定の割増しを行った賃金）を支払う事業主であること。

助成金の支給を行う際に、支給対象となる事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。

悪質な不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られていないこと。

(2) 受給できる額

助成金の支給額は、研修受講に係る費用のうち入校（所）費（入学金又は登録料等）、研修費（授業料又は講習料等）及び教材費（教科書代又は資料代等）の合計の実費相当額で、雇用管理者1人、1回の受講につき、5万円を限度とします。また、助成金の支給対象の研修受講回数は、1事業主あたり1年度内に延べ3回を限度とします。

(3) 受給のための手続

(1) 助成金の支給を受けようとする事業主の方は、雇用管理研修を修了した日の翌日から起算して1か月以内に、看護師等雇用哲理研修助成金支給申請書に必要書類を添付して、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出してください。

その他詳細については、最寄りの公共職業安定所にお尋ねください。

(4) 対象となる研修

この助成会の対象となる雇用管理研修は、厚生労働大臣が指定したものに限られます。どのような研修が指定されているかについては、最寄りの公共職業安定所にお尋ねください。

2. 介護人材確保助成金

介護分野で新サービス提供等に必要な労働者を新たに雇い入れる場合、一人当たり90万円（短時間労働被保険者については25万円）を助成するものです。

(1) 受給できる事業主

受給できる事業主は次の～のいずれにも該当する事業主です。

雇用保険の適用事業主であること。

以下の介護サービスの提供を業として行う事業主（以下「介護関連事業主」といいます。）であること（他の事業と兼業していても差し支えありません。）

イ 訪問介護

ロ 訪問入浴介護

ハ 適所介護、短期入所生活介護

- ニ 福祉用異貸与・販売
- ホ 移送
- ヘ 要介護者への食事の提供（配食）
- ト 介護老人福祉施設で行われる介護サービス
- チ 訪問看護
- リ 短期入所療養介護
- ヌ 介護老人保健施設、介護療養施設で行われる介護サービス
- ル 訪問リハビリテーション
- ヲ 適所リハビリテーション
- ワ 居宅介護支援
- カ その他の福祉サービス又は保健医療サービス

介護分野における新規創業、異業種から介護分野への進出、介護保険対象サービスに加え介護保険対象外サービスを実施したり、介護サービスに加え家事援助サービスを実施するなど従来から実施していた介護サービスとは別の介護サービスの提供、支店等の増設による営業エリアの拡大等（以下「新サービス提供等」といいます。）に伴い、新たに一般被保険者（短時間労働被保険者を含みます。以下同じ。）となるような労働者を雇い入れる事業主であること。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第1項に基づく改善計画（計画期間1年）の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であること。

認定計画に定められた計画期間の最初の日の6ヶ月前の日から、支給申請を行う日までの間（以下「基準期間」という。）において、事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。

基準期間に特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。）として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用哲理を行っていることと認められる事業主であること。

労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。

過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。

（3）受給できる額

対象労働者の雇入れの日から起算して1年間に、90万円（当該雇入れに係る労働者が短時間労働被保険者である場合は、25万円）です。

なお、対象労働者の人数については6人を上限としています。

（4）受給の手続き

この助成金を受給しようとする事業主は、介護人材確保助成金支給申請書に必要書類を添付して、当該事業所の所在地を業務担当とする介護労働安定センター

支部へ提出します。

詳細については、当該事業所の所在地を業務担当とする介護労働安定センター支部にお尋ねください。

3. 介護能力開発助成金

認定事業主が新サービス提供等に伴い労働者に教育訓練を受けさせた場合に、教育訓練に要する経費の1/2及び教育訓練期間中の労働者の賃金の1/2を助成します。

(1) 受給できる事業主

受給できる事業主は次の～のいずれにも該当する事業主です。

雇用保険の適用事業主であること。

介護関連事業主であること。

新サービス提供等に伴い、労働者に対する教育訓練を自ら実施する事業主、教育訓練を専門機関等に委託して実施する事業主、又は訓練を受ける労働者に有給教育訓練休暇を付与する事業主であること。

認定事業主であること。

認定期間に定められた計画期間の最初の日の6ヶ月前の日から支給申請を行う日までの間(以下「基準期間」という。)において、事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。

基準期間に特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。)として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること。

労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。

過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。

(2) 対象となる教育訓練

認定事業主が事業所内で集合して行う教育訓練を自ら実施する場合

認定事業主が事業所外の専門機関等に委託して教育訓練を行う場合

認定事業主が、その雇用する一般被保険者(短時間労働被保険者も含む。)の申し出により、有給教育訓練休暇を与える場合

(3) 受給できる額

教育訓練に要する費用については、1年間に認定事業主が負担した経費の1/2に相当する額です。

ただし、労働者1人当たりの助成額が10万円を超える場合には10万円を上限

とします。労働者数の上限は20人（企業単位）とします。

教育訓練期間中の労働者の賃金については、教育訓練期間について認定事業主が当該対象労働者に支払った賃金の額の1/2とします。労働者数の上限は20人（企業単位）とします。

（4）受給の手続き

この助成金を受給しようとする事業主は、介護能力開発給付金支給申請書に必要書類を添付して、当該事業所の所在地を業務担当とする介護労働安定センター支部へ提出します。

詳細については、当該事業所の所在地を業務担当とする介護労働安定センター支部にお尋ねください。

4．介護雇用管理助成金

介護分野の新サービス提供等に伴い雇用管理改善を行う事業主に対し、その経費の1/2を助成します。

（1）対象となる事業主

受給できる事業主は次の～のいずれにも該当する事業主です。

雇用保険の適用事業主であること。

介護関連事業主であること。

新サービス提供等に伴い、雇用管理改善事業を実施する事業主であること。

認定事業主であること。

認定期間に定められた計画期間の最初の日の6ヶ月前の日から支給申請を行う日までの間（以下「基準期間」という。）において、事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。

基準期間に特定受給資格者（倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。）として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること。

労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。

過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること。

（2）対象となる雇用管理改善事業

採用に関するもの

ホームページ作成、求人情報誌への掲載、採用パンフレットの作成、就職説明会の開催、学校への広報等

人的管理に関するもの

雇用管理担当者への研修の実施、適性検査の実施、カウンセリングの実施等
コンサルタントへの委託に関するもの等

雇用管理の改善に資する就業規則の策定等に係る相談、職務分析の実施、雇用管理マニュアルの作成等

健康診断に関すること

認定事業主が健康診断を実施し、又は労働者に他の医療機関等における健康診断を受けさせた場合、メンタルヘルスに必要な配慮を行った場合等

(3) 受給できる額

1年間に雇用管理に要した額の1/2です。ただし、100万円を上限とします(企業単位)。

(4) 受給の手続き

この助成金を受給しようとする事業主は、介護雇用管理助成金支給申請書に必要書類添付して、当該事業所の所在地を業務担当とする介護労働安定センター支部へ提出します。

詳細については、当該事業所の所在地を業務担当とする介護労働安定センター支部にお尋ねください。

5. 介護雇用環境整備助成金

労働環境の改善を行うための設備又は福利厚生充実を図るための福祉施設の設置又は整備に要した費用の一部を助成します。

(1) 対象となる事業主

受給できる事業主は次の ~ のいずれにも該当する事業主です。

雇用保険の適用事業主であること。

介護関連事業主であること。

新サービス提供等に伴い、雇用管理改善事業を実施する事業主であること。

認定事業主であること。

認定期間に定められた計画期間の最初の日の6ヶ月前の白から支給申請を行う日までの間(以下「基準期間」という。)において、事業主都合による離職者を生じさせていない事業主であること。

基準期間に特定受給資格者(倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた受給資格者をいう。)として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行っていることと認められる事業主であること。

労働保険料を過去2年間を超えて滞納していない事業主であること。

過去3年間に助成金の不正受給を行っていない事業主であること

(2) 助成の対象となる設備等。

労働環境の改善を行うための設備とは、臭気、汚れ、不十分な照度、危険な作

業、移送等の作業負担の大きい作業の改善その他労働者が快適に働けるような職場環境の改善に資する設備です。

（対象となる設備の例：介護補助器具（車椅子、入浴補助器具、簡易昇降便座、洗髪器、体位変換用異等）施設内の段差の解消、スロープの設置等）

福祉厚生の実現を図るための福祉施設とは、仮眠施設、保健施設、給食施設、託児施設、その他これらの施設の付帯設備・備品等です。

（3）支給できる額

設備又は施設の設置又は整備に要した費用の額及び被保険者数の増加数に応じて、75万円から1,500万円の間額です（企業単位）。

第5 . 都道府県における補助金・融資制度の実態

(「都道府県・指定都市・中核市における社会福祉施設・医療施設・介護老人保健施設に対する補助金・融資制度調査報告書」平成12年度版 平成13年4月 社会福祉・医療事業団より抜粋)

調査方法

平成12年10月1日現在の、実態調査、但し医療施設・介護老人保健施設については都道府県のみ。

1 . 医療施設に対する補助・融資制度の実施状況

注：全体の実施状況(= 実施している。数字は制度数)

区 分	利子補助	整備費補助	制度融資	
秋田県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県		3		
東京都		4		
神奈川県		2		
新潟県				
富山県				
石川県			2	
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県		2		
島根県		4		
広島県				
香川県				
愛媛県				
宮崎県				
鹿児島県				
合計	都道府県	2	16	14
	制度	2	26	15

(1) 利子補助制度

利子補助を行っているのは、全国で2都道府県のみである。

利子補助制度は東京都・新潟県が行っているが、医療法人を対象とするものはない。

(2) 整備費補助制度

整備費補助を行っているのは 26 制度であり、すべて都道府県である。

制度の対象となる施設は、26 制度のうち精神病院（精神科）を対象とするものが 11 制度で最も多い。

制度の対象となる用途は、施設整備は 22 制度、設備整備は 8 制度となっている。

補助金の交付形態は、基本的には各制度の補助基本額に補助率を乗じて得た額としており、補助率を 1/3、または 1/2 としている制度が多い。

(3) 整備費補助制度の事例

医療法人を対象とする事例を取り上げる。

区 分	茨城県		栃木県	
制度の名称	医療施設近代化施設整備費補助		精神病院施設整備費補助金	
根拠規程	同上交付要綱		同上交付要綱	
実施機関	茨城県		栃木県	
制度開始	平成 6 年 4 月 1 日		昭和 52 年度	
制度対象者	医療法人。財団法人など。		厚生労働省の保健衛生施設等整備施設と同じ	
対象施設	病院・診療所。		老人性痴呆疾患治療病棟等	
対象事業	施設整備		上記施設の整備	
補助額算出方法	国庫補助対象基準額 × 1/3. 県補助対象基準額 × 1/12. + を補助する。		厚生労働省の保健衛生施設等整備施設と同じ	
補助限度	県補助対象基準額 × 1/12. については、5 千万円。		なし	
補助実績 (平成 11 年度)	2 件	134,685,000 円	1 件	4,988,000 円
補助計画 (平成 12 年度)	2 件	99,496,000 円	1 件	78,159,000 円

(4) 制度融資

融資の対象としては、15 制度のうち医療施設全般を対象とするものが 13 制度、救急病院などに限定しているものが 2 制度である。

融資金の用途としては、15 制度のうち整備資金を対象としているものが 13 制度、運営・繋ぎ資金を対象としているものが 5 制度である。

(5) 制度融資の事例

医療法人を対象とする制度から、2 事例を取り上げる。

区 分		京都府		鹿児島県	
制度の名称		京都府救急告示病院運転 資金融資制度		鹿児島県中小企業振興資 金	
根拠規程		同上要綱		鹿児島県中小企業振興資 金融資要綱	
実施機関		京都府(各金融機関経由)		鹿児島県	
制度開始		昭和 52 年 11 月 16 日		昭和 47 年度	
制度対象者		病院を開設する法人およ び個人		従業員 300 人以下の中小企 業(個人・医療法人等)	
対象施設		救急告示病院。精神指定 病院など		事業に必要な施設・運転資 金	
対象事業		運営つなぎ資金		施設整備、運営・繋ぎ資金、 災害復旧資金	
融資条件	限度額	運営:50 百万円(複数病院 の場合は 1 億円)		【整備資金の例】 4 億円。	
	期間	3 年以内		10 年以内	
	利率	2.5%		2.4%	
	方法	担保・保証が必要		連帯保証人	
	据え置き期間	6 か月		1 年	
	無利子期間	なし		なし	
融資実績	(平成 11 年度)	62 件	1,773,032 千円	8,537 件	32,847,650 千円
融資計画	(平成 12 年度)	件	1,700,000 千円	件	65,366,000 千円

2. 介護老人保健施設に対する補助・融資制度の実施状況

全体の実施状況(= 実施している。数字は制度数。元金補助はない)

区 分		利子補助	整備費補助	制度融資
	都道府県			
	北海道			
	岩手県			
	宮城県			
	山形県		2	
	福島県			
	茨城県			
	栃木県			
	群馬県		2	
	埼玉県			
	千葉県			
	東京都		2	
	神奈川県			
	新潟県			
	富山県			
	石川県			
	福井県			
	山梨県			
	岐阜県			
	静岡県			
	三重県			
	滋賀県			
	京都府			
	大阪府			
	兵庫県			
	奈良県			
	和歌山県			
	鳥取県			
	島根県			
	岡山県			
	山口県			
	香川県			
	愛媛県			
	佐賀県			
	長崎県			
	熊本県			
合計	都道府県	31	13	1
	制度	31	16	1

(1) 利子補助制度

補助の対象となる経営主体

経営主体	制度数	構成比率
医療法人・社会福祉法人・厚生大臣が認めるもの	27	87.1%
医療法人・社会福祉法人のみ	3	9.7%
市町村による間接補助	1	3.2%
合 計	31	

補助の対象となる借入金

借 入 先	制度数	構成比率
事業団からの借入金	31	100.0%
年金福祉からの借入金	21	67.7%
合計	31	

補助の対象となる借入金の使途

資金使途	制度数	構成比率
施設整備	31	100.0%
設備整備	10	32.2%
災害復旧	1	3.2%
合計	31	

補助率 補助率は、約 8 割の施設で 1.5%を基準にしている。

(2) 利子補助制度の事例

すべての事例で医療法人を対象としているが、実績件数の多い事例を取り上げると次のようである。

区 分	埼玉県	東京都
制度の名称	埼玉県介護老人保健施設整備利子補助	東京都介護老人保健施設整備資金利子補給
根拠規程	同上交付要綱	同上交付要綱
実施機関	埼玉県	東京都
制度開始	平成4年9月24日	平成5年度
制度対象者	医療法人・社会福祉法人・厚生労働大臣が定める者	医療法人・社会福祉法人・厚生労働大臣が定める者
対象施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設
対象となる借入の借入先	社会福祉・医療事業団。年金福祉事業団。	社会福祉・医療事業団。年金福祉事業団。
対象となる借入の資金使途	施設整備・設備整備。	平成10年度以降着工 新築資金・増改築資金・土地取得資金
補助額の計算方法	借入金残高の1.5%相当額または補助対象利子額の3/4を乗じて得た額のうち、どちらか少ない額。	平成10年度以降着工 当該年度において、償還計画により償還する利子額
補助期間	償還期間中	融資開始から25年間
補助限度額	なし	なし
融資実績 (平成11年度)	83件 681,487千円	63件 311,961千円
融資計画 (平成12年度)	106件 762,860千円	99件 443,560千円

(3) 整備費補助制度

補助の対象となる経営主体

経営主体	制度数	構成比率
医療法人・社会福祉法人・厚生大臣が認めるもの	15	93.7%
医療法人のみ	1	6.3%
合 計	16	

補助の対象となる借入金の使途

資金使途	制度数	構成比率
施設整備	14	87.5%
設備整備	4	25.0%
合 計	16	

補助金の交付形態 定額のものと同率のものに大別できる。

(4) 整備費補助制度の事例

すべての事例で医療法人を対象としているが、「医療法人のみを対象」とする事例と実績件数の多い事例を取り上げると次のようである。

区 分		山梨県		東京都	
制度の名称		山梨県老人福祉施設等施設（設備）整備費補助金		東京都介護老人保健施設整備費および施設整備費補助	
根拠規程		同上交付要綱		同上要綱	
実施機関		埼玉県		東京都	
制度開始		平成 12 年 10 月 30 日		平成 3 年 4 月 1 日	
制度対象者		介護老人保健施設を設置する医療法人		医療法人・社会福祉法人・地方公共団体・厚生労働大臣が認めた者	
対象施設		介護老人保健施設		介護老人保健施設	
対象となる事業		施設整備・設備整備。		施設整備	
補助額の計算方法		【施設整備】整備基本額 25 百万円・過疎地加算 55 百万円・痴呆性老人処加算 27 百万円・回廊式廊下等加算 17 百万円などの合算額。 【設備整備】補助基本額 5 百万円の 1/2。		次の ABC を比較し、少ない額を選定する。 A (補助基準単価 × 入所定員 × 当該年度の進捗率) B (当該年度の対象経費の実支出額 - 国等補助金) C (当該年度の事業費 - 国等補助金 - 寄付金等)	
補助限度額		【施設整備】(1) の額。 【設備整備】2.5 百万円		1 床あたり 4 百万円	
融資実績	(平成 11 年度)	0 件	千円	37 件	8,400,662 千円
融資計画	(平成 12 年度)	2 件	71,700 千円	37 件	7,511,640 千円

(5) 制度融資

介護老人保健施設に対する制度融資は次の 1 例のみであるが、医療法人は対象となっていないので詳細は省略した。

区 分		岡山県			
制度の名称		岡山県福祉基金貸付事業			
根拠規程		同上要綱および同上規程			
実施機関		(財)岡山県福祉事業団			
制度開始		昭和 49 年 5 月 15 日			
制度対象者		社会福祉法人			
対象施設		介護老人保健施設			
対象となる事業		整備資金(設備・建物・土地取得)。運営・つなぎ資金。災害復旧資金。			
融資実績	(平成 11 年度)	4 件			74,280 千円
融資計画	(平成 12 年度)	件			600,000 千円

第6 補助金を受けた場合の税制上の処理

1. 圧縮記帳の意義

国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合には、企業会計原則ではその金額は資本剰余金とすることになっているが、法人税上では益金の額に算入される。しかし、補助金等が資本的支出に充当するために交付された場合に、直ちに課税すると、それによって取得を予定した資産等が困難になる可能性がある。そこで、その補助金等で目的の固定資産の取得した場合には、圧縮記帳が認められる。

2. 圧縮記帳の条件

次の条件を充している場合には、補助金等を圧縮記帳により損金の額に算入する。

- (1) 縮記帳の対象となる補助金等で固定資産の取得又は改良に充てるものである。
- (2) 該事業年度において補助金等をもって、その交付の目的に適合した固定資産を取得又は改良した場合であり、補助金等の返還を要しないことが当該事業年度の終了までに確定した場合に限る。
- (3) 当該事業年度の終了までに返還を要しないことが確定していない場合においては、補助金等の金額以下の金額を特別勘定として経理処理し、損金の額に算入することができる。

ただし、法人税基本通達 10-2-2 により、固定資産の取得等の後に補助金等を受けた場合でも、圧縮記帳を認めている。

3. 圧縮記帳と経理処理事例

10 百万円の医療機器を、4 百万円の補助金等を受け取得した。当該補助金等は返還を要しないことが確定している。

「仕訳」

補助金等を受けた場合

(借方) 現金預金 4,000,000 (貸方) 補助金等収入 4,000,000

目的資産を取得した場合

(借方) 固定資産 10,000,000 (貸方) 現金預金 10,000,000

事業年度に補助金等の範囲内で、事業年度末に圧縮記帳による損金処理をした場合

ア 直接減額方式

(借方) 圧縮損 4,000,000 (貸方) 固定資産 4,000,000

注：固定資産は、6,000,000 円となる

イ 取得価格控除方式

(借方) 補助金等収入 4,000,000 (貸方) 固定資産 4,000,000

ウ 損金経理による引当金方式

(借方) 圧縮引当金勘定繰入損 4,000,000

(貸方) 補助金等圧縮引当金 4,000,000

エ 利益処分による積立金方式

(借方) 未処分利益 4,000,000 (貸方) 補助金等圧縮積立金 4,000,000

注：利益処分方式の場合には、申告時の処理が必要

4. 圧縮記帳経理処理を医療法人に適用する場合の問題点

(平成12年9月 病院会計準則等研究についての「ワーキンググループ報告書」
社団法人 日本医療法人協会 病院会計準則等研究委員会 P7,8 より抜粋)

圧縮記帳は課税の繰り延べを目的とした税法特有の方法である。

直接減額方式及び取得価額控除方式によると取得資産の帳簿価額が減額(圧縮)され、これを基礎として償却するため、減価償却費が少なく計上される。従ってその分、利益が大きく計上されるため経営判断を誤る可能性がある。また、引当金方式によっては、商法上、負債性引当金以外は引当できない為、利益留保的な性格を有する補助金等圧縮引当金は不適當である。固定資産の取得において、その財産がどのような形態であろうと貸借対照表においては適正な価額が計上されるべきと考える。こうすることによって適正な価額に基づく減価償却費を計上することになる。

医業経営の継続に必要な投下資本の回収が可能となり、また、

自己資本、借入金等で固定資産を取得した他の施設との比較が可能となる。

従って原則的には、圧縮記帳の会計処理は、利益処分による積立方式に基づき行い、税法上別表4.にて減算処理をするのが妥当である。よって他の処理方法を禁止し、この方法のみを示すべきである。

第7 添付資料

施設整備事業計画書

事業区分	医療施設近代化施設整備(一般・精神)	新規継続 の別	新規継続	全体計画	年度～	年度	計画年度	年度
------	--------------------	------------	------	------	-----	----	------	----

団体名(開設者)	病院名	所在地
医療法人の場合の種類	1. 社団医療法人(出資持分 有・無) 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人	

1. 病院の現況

区分	病棟		病棟小計 (病棟数)() 床	病棟外(計) m ²	合計 m ²
	当該整備事業対象予定病棟(計) (病棟数)() 床	当該整備事業対象外病棟(計) (病棟数)() 床			
病床数					
全体面積					
病床数	一般病床() 床	一般病床() 床	一般病床() 床	整備区域の築後経過年数	
	精神病床() 床	精神病床() 床	精神病床() 床	年～年	
		感染症・結核() 床	感染症・結核() 床	阪神・淡路大震災による被災の有無	
				有 無	
標榜診療科目名			事業名	補助年度	
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他()			財産処分 の有無	年度	
一日平均患者数等				補助金額	
				千円	
入院	外来	病床利用率	直近の医療監視 における職員数 (平成 年 月 日実施)	医師	看護師
			常勤職員数	人	人
			非常勤職員数(常勤換算数)	人	人
			標準数	人	人
			充足率	%	%
所属医療圏の概要	医療圏名()			精神保健指定医の数	
既存病床数(A) 床	基準病床数(B) 床	差引病床数(A-B=C) 床	過剰率(C÷B) %		
実施要綱3.補助条件に掲げる実施事業					

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工:平成 年 月 日～竣工:平成 年 月 日	構造別			
事業の種類	移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()				
敷地の状況	1.自己所有地 2.借地 3.自己所有地及び借地 4.その他				
建物の状況	1.自己所有 2.賃貸借(所有者:) 3.自己所有及び賃貸借 4.その他				
補助の根拠	一床ごとの病床面積及び一床当たりの病棟面積	病床数の削減率等(病棟別)	加算部門の有無		
	1.一床ごとの病床面積を6.4 m ² 以上、かつ、 一床当たりの病棟面積18 m ² 以上確保 2.一床ごとの病床面積を5.8 m ² 以上、かつ、 一床当たりの病棟面積16 m ² 以上確保	整備後病棟整理番号		有・無	
					削減率
					%
	全 体				
療養病床への移行の有無	有 [(年 月 予定) (完全型 床 移行型 床)]	無			
老人性痴呆疾患専門病棟への移行の有無	有 [(年 月 予定) (治療病棟 床 療養病棟 床)]	無			

3. 整備事業完成後の概要

区分	当該整備事業対象病棟		小計	当該整備事業対象 外病棟(計)	病棟外 (計)	合計
	内補助対象病棟(計)	内補助対象外病棟(計)				
病床数	(病棟数)() 床	(病棟数)() 床	床	(病棟数)() 床		床
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
一床ごとの病室面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
一床当たりの病棟面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
補助対象面積	m ²		m ²		m ²	m ²
病床数	一般病床 床	一般病床 床	一般病床 床	一般病床 床		一般病床 床
	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床		精神病床 床
			精神病床 床	感染症・結核 床		感染症・結核 床

4.病棟の内訳

整備前(経過年数 年)			整備後								
整理番号(-)			整理番号(-)								
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	補助対象室数	工事面積	内補助対象面積	主な改善点			
病室 (病床数)		m ² ()		m ² ()		m ²	m ² ()				
診察室		m ²		m ²		m ²	m ²				
処置室		m ²		m ²		m ²	m ²				
記録室		m ²		m ²		m ²	m ²				
患者食堂		m ²		m ²		m ²	m ²				
談話室		m ²		m ²		m ²	m ²				
機能訓練室		m ²		m ²		m ²	m ²				
リネン室		m ²		m ²		m ²	m ²				
浴室		m ²		m ²		m ²	m ²				
便所		m ²		m ²		m ²	m ²				
汚物処理室		m ²		m ²		m ²	m ²				
廊下		m ²		m ²		m ²	m ²				
階段		m ²		m ²		m ²	m ²				
その他		m ²		m ²		m ²	m ²				
00		m ²		m ²		m ²	m ²				
合計		m ²		m ²		m ²	m ²				
一床当たりの病室面積	最大	m ²	~	最小	m ²	一床当たりの病室面積	最大	m ²	~	最小	m ²
一床当たりの病棟面積		m ²				一床当たりの病棟面積		m ²			

5.病棟外の内訳

整備前(経過年数 年)			整備後						
整理番号(-)			整理番号(-)						
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	補助対象室数	工事面積	内補助対象面積	加算根拠	主な改善点
診察室 (内科)		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
()		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
待合室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
検査室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
放射線室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
手術室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
その他		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²		

6.高齢者、身体障害者に配慮した整備(具体的に記入すること。)

7.整備事業の必要性(具体的に記入すること。)

8.特定地域振興法の指定状況(該当する法律の番号を で囲むこと)

(1) 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項	(2) 離島振興法第2条第1項
(3) 山村振興法第7条第1項	(4) 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項及び第2項
(5) 該当せず	

(担当:救急医療係)

施設整備事業計画書

事業区分	医療施設近代化施設整備 ・病院(改修による療養病床への転換整備) ・診療所(改修等による療養病床への転換整備)	新規 継続 の別	新規 継続	全体計画	年度～年度	計画年度	年度
------	---------------------------------------------------------------	----------------	----------	------	-------	------	----

団体名(開設者)	病院名	所在地
医療法人の場合の種類	1. 社団医療法人(出資持分 有・無) 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人	

1. 病院(診療所)の現況

区分	病棟		病棟小計	病棟外(計)	合計
	当該整備事業対象予定病棟(計)	当該整備事業対象外病棟(計)			
病床数	(病棟数)()床	(病棟数)()床	(病棟数)()床		床
全体面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
病床数	一般病床()床 精神病床()床	一般病床()床 精神病床()床 感染症・結核()床	一般病床()床 精神病床()床 感染症・結核()床		
標榜診療科目名		財産処分 の有無	事業名	補助年度	
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他()			補助金額	年度	
				千円	
所属医療圏の概要		医療圏名()		整備区域の築後経過年数	
既存病床数(A) 床	基準病床数(B) 床	差引病床数(A-B=C) 床	過剰率(C÷B) %	年～年	

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工:平成 年 月 日～竣工:平成 年 月 日	構造別		
事業の種類	移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()			
敷地の状況	1. 自己所有地 2. 借地 3. 自己所有地及び借地 4. その他			
建物の状況	1. 自己所有 2 賃貸借(所有者) 3. 自己所有及び賃貸借 4. その他			
補助の根拠	一床ごとの病床面積及び一床当たりの病棟面積等		病床数の削減率等(病棟別)	
	1. 一床ごとの病床面積を6.4 m ² 以上、かつ、 一床当たりの病棟面積18 m ² 以上確保 2. 一床ごとの病床面積を6.4 m ² 以上確保し、かつ、 一床当たりの病棟面積18 m ² 以上 又は一床当たりの病室面積を8 m ² 以上確保 3. その他	病棟	整備後病棟整理番号	削減率
				%
	全	体		

3. 整備事業完成後の概要

区分	当該整備事業対象病棟		小計	当該整備事業 対象外病棟(計)	病棟外 (計)	合計
	内補助対象病棟(計)	内補助対象外病棟(計)				
病床数	(病棟数)()床	(病棟数)()床	床	(病棟数)()床		床
全体面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
一床ごとの病室面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
一床当たりの病棟面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
病床数	補助対象病床数		一般病床 床 (療養再掲) ()床 精神病床 床	一般病床 床 (療養再掲) 精神病床 床 感染症・結核 床		一般病床 床 (療養再掲) 精神病床 床 感染症・結核 床
	療養病床	一般病床 (療養再掲) 床				
	完全型	精神病床 床				
	移行型					
機能訓練室の整備状況	()室	m ²				
患者食堂の整備状況	()室	m ²				
談話室の整備状況	()室	m ²				
浴室の整備状況	()室	m ²				

4.病棟の内訳

整備前(経過年数 年)			整備後					
整理番号(-)			整理番号(-)					
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	補助対象室数	工事面積	内補助対象面積	主な改善点
病室 (病床数)		m ² ()		m ² ()		m ²	m ² ()	
診察室		m ²		m ²		m ²	m ²	
処置室		m ²		m ²		m ²	m ²	
記録室		m ²		m ²		m ²	m ²	
患者食堂		m ²		m ²		m ²	m ²	
談話室		m ²		m ²		m ²	m ²	
機能訓練室		m ²		m ²		m ²	m ²	
リネン室		m ²		m ²		m ²	m ²	
浴室		m ²		m ²		m ²	m ²	
便所		m ²		m ²		m ²	m ²	
汚物処理室		m ²		m ²		m ²	m ²	
廊下		m ²		m ²		m ²	m ²	
階段		m ²		m ²		m ²	m ²	
その他		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²	
一床ごとの病室面積	最大 m ² ~ 最小 m ²		一床当たりの病室面積	最大 m ² ~ 最小 m ²				
一床当たりの病棟面積		m ²	一床当たりの病棟面積			m ²		
一床当たりの病室面積		m ²	一床当たりの病室面積			m ²		

5. 整備事業の必要性(具体的に記入すること。)

(記入上の注意) 診療所における事業については、様式中「病棟」とあるのは、「入院部門」と読み替える。

(担当: 救急医療係)

施設整備事業計画書

事業区分	医療施設近代化施設整備 (介護基盤整備促進事業)	新規 継続 の別	新規 継続	全体計画	年度～年度	計画年度	年度
------	-----------------------------	----------------	----------	------	-------	------	----

団体名(開設者)	病院名	所在地
医療法人の場合の種類	1. 社団医療法人(出資持分 有・無) 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人	

1. 病院(診療所)の現況

区分	病棟		病棟小計	病棟外(計)	合計
	当該整備事業対象予定病棟(計)	当該整備事業対象外病棟(計)			
病床数	(病棟数)()床	(病棟数)()床	(病棟数)()床		床
全体面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
病床数	一般病床()床 精神病床()床	一般病床()床 精神病床()床 感染症・結核()床	一般病床()床 精神病床()床 感染症・結核()床		
標榜診療科目名		財産処分 の有無	事業名	補助年度	
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他()				年度	
所属医療圏の概要		医療圏名()		整備区域の築後経過年数	
既存病床数(A) 床	基準病床数(B) 床	差引病床数(A-B=C) 床	過剰率(C÷B) %	年～年	
療養病床	指定数(D) 床	必要入所定員総数(E)床	差引病床数(D)-(E) 床		

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工:平成 年 月 日～竣工:平成 年 月 日	構造別		
事業の種類	病院...改修(一部増築を含む) 診療所...移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()			
敷地の状況	1. 自己所有地 2. 借地 3. 自己所有地及び借地 4. その他			
建物の状況	1. 自己所有 2 賃貸借(所有者) 3. 自己所有及び賃貸借 4. その他			
補助の根拠	一床ごとの病床面積及び一床当たりの病棟面積等		病床数の削減率等(病棟別)	
	1. 一床ごとの病床面積を6.4 m ² 以上、かつ、 一床当たりの病棟面積18 m ² 以上確保 2. 一床ごとの病床面積を6.4 m ² 以上確保し、かつ、 一床当たりの病棟面積18 m ² 以上 又は一床当たりの病室面積を8 m ² 以上確保 3. その他	病棟	整備後病棟整理番号	削減率 %
			全体	

3. 整備事業完成後の概要

区分	当該整備事業対象病棟		小計	当該整備事業 対象外病棟(計)	病棟外 (計)	合計
	内補助対象病棟(計)	内補助対象外病棟(計)				
病床数	(病棟数)()床	(病棟数)()床	床	(病棟数)()床		床
全体面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
一床ごとの病室面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
一床当たりの病棟面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
病床数	補助対象病床数	一般病床 (療養再掲) 床	一般病床 床	一般病床 床		一般病床 床
	療養病床 完全型 床	精神病床 床	(療養再掲) ()床 精神病床 床	(療養再掲) 床 精神病床 床		(療養再掲) 床 精神病床 床
	移行型 床		精神病床 床	感染症・結核 床		感染症・結核 床
機能訓練室の整備状況	()室		m ²			
患者食堂の整備状況	()室		m ²			
談話室の整備状況	()室		m ²			
浴室の整備状況	()室		m ²			

4.病棟の内訳

整備前(経過年数 年)			整備後					
整理番号(-)			整理番号(-)					
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	補助対象室数	工事面積	内補助対象面積	主な改善点
病室 (病床数)		m ² ()		m ² ()		m ²	m ² ()	
診察室		m ²		m ²		m ²	m ²	
処置室		m ²		m ²		m ²	m ²	
記録室		m ²		m ²		m ²	m ²	
患者食堂		m ²		m ²		m ²	m ²	
談話室		m ²		m ²		m ²	m ²	
機能訓練室		m ²		m ²		m ²	m ²	
リネン室		m ²		m ²		m ²	m ²	
浴室		m ²		m ²		m ²	m ²	
便所		m ²		m ²		m ²	m ²	
汚物処理室		m ²		m ²		m ²	m ²	
廊下		m ²		m ²		m ²	m ²	
階段		m ²		m ²		m ²	m ²	
その他		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
		m ²		m ²		m ²	m ²	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²	
一床ごとの病室面積	最大 m ² ~ 最小 m ²		一床当たりの病室面積	最大 m ² ~ 最小 m ²				
一床当たりの病棟面積		m ²	一床当たりの病棟面積			m ²		
一床当たりの病室面積		m ²	一床当たりの病室面積			m ²		

5. 整備事業の必要性(具体的に記入すること。)

(記入上の注意)診療所における事業については、様式中「病棟」とあるのは、「入院部門」と読み替える。

(担当:救急医療係)

施設整備事業計画書

事業区分	医療施設近代化施設整備(結核)	新規継続 の別	新規継続	全体計画	年度～	年度	計画年度	年度
------	-----------------	------------	------	------	-----	----	------	----

団体名(開設者)	病院名	所在地
医療法人の場合の種類	1. 社団医療法人(出資持分 有・無) 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人	

1. 病院の現況

区分	病棟		病棟小計 (病棟数)() 床	病棟外(計) m ²	合計 m ²
	当該整備事業対象予定病棟(計) (病棟数)() 床	当該整備事業対象外病棟(計) (病棟数)() 床			
病床数					
全体面積					
病床数	結核病床() 床	結核病床() 床	結核病床() 床	整備区域の築後経過年数	
				年～年	有無
標榜診療科目名			事業名	補助年度	
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他()				年度	
財産処分の有無			補助金額		千円
一日平均入院患者数等		直近の医療監視における職員数(平成 年 月 日)実施		所属医療圏の概要	
入院	人	常勤職員数	人	看護師	医療圏名() 医療圏
外来	人	非常勤職員数(常勤換算数)	人	人	既存病床数(A) 床
病床利用率	%	標準率	人	人	基準病床数(B) 床
		充足率	%	%	差引病床数(A-B=C) 床
付添看護婦の有無	有 無	付添看護婦解消計画提出の有無	有 無	%	過剰率(C÷B) %
実施要綱3. 補助条件に掲げる実施事業					

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工:平成 年 月 日～竣工:平成 年 月 日	構造別			
事業の種類	移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()				
敷地の状況	1. 自己所有地 2. 借地 3. 自己所有地及び借地 4. その他				
建物の状況	1. 自己所有 2. 賃貸借(所有者:) 3. 自己所有及び賃貸借 4. その他				
補助の根拠	一床ごとの病床面積及び一床当たりの病棟面積	病床数の削減率等(病棟別)	加算部門の有無 有・無		
	1. 一床ごとの病床面積を6.4 m ² 以上、かつ、 一床当たりの病棟面積18 m ² 以上確保 2. 一床ごとの病床面積を5.8 m ² 以上、かつ、 一床当たりの病棟面積16 m ² 以上確保	整備後病棟整理番号		削減率 %	
		全 体			
療養病床への移行の有無	有 [(年 月 予定) (完全型 床 移行型 床)]	無			
老人性痴呆疾患専門病棟への移行の有無	有 [(年 月 予定) (治療病棟 床 療養病棟 床)]	無			

3. 整備事業完成後の概要

区分	当該整備事業対象病棟		小計	当該整備事業対象外病棟(計)	病棟外(計)	合計
	内補助対象病棟(計) (病棟数)() 床	内補助対象外病棟(計) (病棟数)() 床				
病床数			床	(病棟数)() 床		床
延床面積			m ²	m ²	m ²	m ²
一床ごとの病室面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
一床当たりの病棟面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
補助対象面積			m ²		m ²	m ²
病床数	結核病床 床	結核病床 床	結核病床 床	結核病床 床		結核病床 床

4.病棟の内訳

整備前(経過年数 年)			整備後								
整理番号(-)			整理番号(-)								
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	補助対象室数	工事面積	内補助対象面積	主な改善点			
病室 (病床数)		m ² ()		m ² ()		m ²	m ² ()				
診察室		m ²		m ²		m ²	m ²				
処置室		m ²		m ²		m ²	m ²				
記録室		m ²		m ²		m ²	m ²				
患者食堂		m ²		m ²		m ²	m ²				
談話室		m ²		m ²		m ²	m ²				
機能訓練室		m ²		m ²		m ²	m ²				
リネン室		m ²		m ²		m ²	m ²				
浴室		m ²		m ²		m ²	m ²				
便所		m ²		m ²		m ²	m ²				
汚物処理室		m ²		m ²		m ²	m ²				
廊下		m ²		m ²		m ²	m ²				
階段		m ²		m ²		m ²	m ²				
その他		m ²		m ²		m ²	m ²				
00		m ²		m ²		m ²	m ²				
合計		m ²		m ²		m ²	m ²				
一床当たりの病室面積	最大	m ²	~	最小	m ²	一床当たりの病室面積	最大	m ²	~	最小	m ²
一床当たりの病棟面積		m ²				一床当たりの病棟面積		m ²			

5.病棟外の内訳

整備前(経過年数 年)			整備後						
整理番号(-)			整理番号(-)						
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	補助対象室数	工事面積	内補助対象面積	加算根拠	主な改善点
診察室 (内科)		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
()		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
待合室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
検査室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
放射線室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
手術室		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
その他		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
00		m ²		m ²		m ²	m ²	1,2,3,4,5,6	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²		

6.高齢者、身体障害者に配慮した整備(具体的に記入すること。)

(担当:健康局結核感染症課)

施設整備事業計画書

事業区分	医療施設近代化施設整備・診療所	新規継続 の別	新規継続	全体計画	年度～	年度	計画年度	年度
------	-----------------	------------	------	------	-----	----	------	----

団体名(開設者)	病院名	所在地
----------	-----	-----

1. 診療所の現況

診療所										その他	合計
区分	診察室	処置室	待合室	薬剤室	エックス線室	看護師居室	便所	廊下	その他		
室数(病床数)											(床)
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
標榜診療科目名				財産処分の有無	事業名			補助年度			
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他()								補助金額			
救急告示の有無				一日平均患者数等			職員数(平成年10月1日現在)				
有・無				入院		人		医師		看護師	
整備区域の築後経過年数				外来		人		区分		現員	
年～年				病床利用率		%		常勤職員数		人	
								非常勤職員数		人	

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工:平成年月日～竣工:平成年月日	構造別		
事業の種類	移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()			
敷地の状況	1.自己所有地 2.借地 3.自己所有地及び借地 4.その他			
建物の状況	1.自己所有 2.賃貸借(所有者:) 3.自己所有及び賃貸借 4.その他			
承継の概要	開設者及び理事長		管理者	
	承継前(甲)	氏名(才)	氏名(才)	承継後の予定
	承継後(乙)	氏名(才)	氏名(才)	承継後の予定
	甲・乙間の関係(続柄等)	承継前の状況		承継前の状況
	承継に係る理由	承継年月日		平成年月日
補助の根拠(いずれか該当するものにをつけること。)				
1.次のいずれかの地域に所在する診療所 ア.山村振興法第7条第1項の規定に基づく指定地域 イ.過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域 ウ.離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域 エ.沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する地域 オ.奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する地域 カ.小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する地域 キ.半島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域 ク.豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく指定地域				
2.社会福祉・医療事業団が実施する開業医承継支援事業の取扱対象となった診療所 (既取扱対象診療所又は、交付申請時までに取扱対象になると予定されている診療所であること。)				
3.在宅当番医制等診療所(被災・その他) (実施状況:)				

3. 整備事業完成後の概要

診療所										その他	合計
区分	診察室	処置室	待合室	薬剤室	エックス線室	看護師居室	便所	廊下	その他		
室数(病床数)											(床)
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
工事面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
内補助対象面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
救急患者搬入口の確保状況											
高齢者・身体障害者等に配慮したスロープの整備状況											
療養指導室の整備状況											
授乳室・託児室等の整備状況											

4. 整備事業の必要性(具体的に記入すること。)

(記入上の注意) の箇所は、継承に伴う施設整備事業についてのみ記入すること
 阪神・淡路大震災により被災した在宅当番医制等診療所については、 の箇所の記載の必要はない。

(担当:救急医療係)

施設整備事業計画書

事業区分	院内感染対策施設
------	----------

計画年度	年度
------	----

団体名(開設者)	病院名	所在地

1. 病院の現況

病床数		一日平均患者数等		標榜診療科名
総病床数	床	入院	人	内科・精神科・神経科・循環器科・小児科・外科・ 整形外科・脳神経外科・皮膚泌尿器科・産婦人科・ 眼科・耳鼻咽喉科・理学診療科・歯科・その他()
一般病床	床	外来	人	
精神病床	床	病床		
その他	床	利用率	%	
厚生労働省が行う院内感染対策講習会への参加の有無		有(医師名、看護師名、平成年度参加)・本年度(当該事業年度)参加予定・無		
院内感染症対策委員会等の設置について(具体的に記入すること、設置していない場合は今後の計画)				
院内感染サーベイランスの確立について(具体的に記入すること、確立していない場合は今後の計画)				
その他、病院が院内感染対策で積極的に行っているもの、又は今後の計画(具体的に記入すること)				

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工平成年月日～竣工平成年月日			
事業の種類別	移転新築、改築、増築、増改築、その他()			
敷地の状況	1.自己所有地	2.借地	3.自己所有地及び借地	4.その他
建物の状況	1.自己所有	2.賃貸借	3.自己所有及び賃貸借	4.その他
構造の種類	整備予定個室数 室(クラス1万以上の空調設備 有・無)			

3. 整備事業の必要性(具体的に記入すること)

--

4. その他参考事項

厚生労働省以外の院内感染対策講習会への参加の有無	有() 無
今回の整備に伴う国庫補助財産の処分の有無	有() 無

(記入上の注意)

- 「構造の種類」欄は、鉄筋コンクリート・ブロックなど施設の構造の種類を記入すること。
- 厚生労働省以外の院内感染対策講習会への参加の有無欄の()書きは、講習会名を記入すること。
- 今回の整備に伴う国庫補助財産の処分の有無欄の()書きは、補助事業名及び年度を記入すること。
- 別添として、病棟ごとの個室数、個室の空調設備のクラスを工事前と工事後とを比較させて作成のこと。
- 補助対象部分の工事前及び工事後の平面図を添付すること。 (担当:医薬局安全対策課)

設 備 整 備 事 業 計 画 書

事業区分	院内感染対策設備
------	----------

計画年度	年度
------	----

団 体 名(開設者)	病 院 名	所 在 地

1. 病院の現況

病 床 数 (平成年度末)		一 般	結 核	精 神	感 染 症	計
		床	床	床	床	床
一日 平均 患者 数等	入院 人	標 榜 診 療 科 名				
	外来 人	内科、精神科、神経科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科 皮膚泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科 その他()				
厚生労働省が行う院内感染対策講習会への参加の有無		有(医師名、看護師名、平成 年度参加)・本年度(当該事業計画年度)参加予定・無				

2. 自動手指消毒器整備内訳

銘 柄	規 格	員数	単 価	金 額	設置場所	備 考
			円	円		

3. 整備事業の必要性(具体的に記入すること)

--

4. その他参考事項

補助条件の種類	
<ul style="list-style-type: none"> 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院・病院群輪番制に参加している病院 共同利用型病院・へき地中核病院・がん診療施設・小児医療施設・医学的リハビリテーション施設 在宅医療施設・不採算地区病院・共同利用施設・患者環境改善施設整備事業実施病院 院内感染対策施設整備事業実施病院・医療施設近代化施設整備事業実施病院 	
院内感染対策委員会等の設置の有無	[有(年 月設置), 無]
院内感染サーベイランスの確立の有無	[有 , 無]
職員教育体制の確立の有無	[有(), 無]
厚生労働省以外の院内感染対策講習会への参加の有無	[有(), 無]

(注)購入予定機器のカタログ及び見積書を添付すること。

(担当:医薬局安全対策課)

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等施設整備費

国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調(別紙(1)のとおり)
- 4 事業計画書(別紙(2)のとおり)
- 5 添付書類
 - (1) 補助対象区域の工事設計図
 - (2) 工事仕訳書
 - (3) 歳入歳出予算書の抄本
 - (4) その他参考となるべき資料

(注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成年度医療施設等施設整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等設備整備費

国庫補助金の交付申請書

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助申請額 金 円

2 事業の種類

3 経費所要額調(別紙(1)のとおり)

4 事業計画書(別紙(2)のとおり)

5 添付書類

(1) 補助対象区域の工事設計図

(2) 工事仕訳書

(3) 歳入歳出予算書の抄本

(4) その他参考となるべき資料

(注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成年度医療施設等設備整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

第4号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

印

平成 年度医療施設等施設整備費

国庫補助金の事業実績申請書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額清算書(別紙(1)のとおり)
- 4 事業実績報告書(別紙(2)のとおり)
- 5 添付書類
 - (1) 当該事業にかかる歳入歳出決算書(見込)の抄本
 - (2) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - (3) 契約書の写し
 - (4) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。)
 - (5) 補助対象区域の工事設計図及び工事仕訳書
 - (6) 建築基準法第7条第3項の規定による竣工検査書の写し
 - (7) その他参考となるべき資料

(注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成年度医療施設等施設整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。

第3号様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度医療施設等設備整備費

国庫補助金の事業実績申請書

平成 年 月 日厚生労働省発医政第号をもって交付決定を受けた標記について次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 国庫補助精算額 金 円

2 事業の種類

3 経費所要額清算書(別紙(1)のとおり)

4 事業実績報告書(別紙(2)のとおり)

5 添付書類

(1) 歳入歳出決算書(見込書)抄本(当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること)

(2) 契約書の写し、検収調書の写し

(3) その他参考となる書類

(注)厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「平成年度医療施設等施設整備費国庫補助金」の後に「(平成 年度からの繰越分)」と明記すること。